

1 人事院の夏季一時金に関する特別調査

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急激な悪化に伴い、民間労使からの公表によると、前年に比べ極めて大幅な減額となることがうかがわれた。

このため、人事院は、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、緊急に民間の夏季一時金の決定状況を把握する必要があるとして、本年4月7日から24日までの間、本年の職種別民間給与実態調査の対象企業30,650社を母集団としてその中から企業規模別に抽出した2,669社を対象に特別調査を実施した。

特別調査の結果は、表1及び表2に示すとおり、夏季一時金を決めたとする企業（年間一時金を決めた企業のうち夏季一時金の配分が明らかになっている企業を含む。以下「決定済企業」という。）の従業員割合は全体の19.7%となっており、夏季一時金の対前年増減率は13.2%の減少となっている。

表1 決定済企業の企業割合及び従業員割合

企業割合	従業員割合
13.5%	19.7%

（注）「企業割合」及び「従業員割合」は、企業規模別の抽出率を用いて母集団に還元した上で算出している。

表2 夏季一時金対前年増減率

決定済企業における対前年増減率	母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率
14.9%	13.2%

（注）「母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率」は、決定済企業の産業別従業員構成を母集団の産業別従業員構成に合わせて算出している。

2 人事院勧告の概要

人事院は、特別調査で明らかになった民間の状況を可能な限り反映させるため、最終的な年間支給月数の調整は、本年も例年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき行う勧告によるとした上で、暫定的な措置として、一般職の国家公務員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置について、本年 5 月 1 日に国会及び内閣に対し勧告した。

特例措置の内容は、表 3 に示すとおり、期末手当を 0.15 月分凍結して現行の 1.40 月分から 1.25 月分に、勤勉手当を 0.05 月分凍結して現行の 0.75 月分から 0.70 月分にそれぞれ引き下げ、期末手当と勤勉手当を合わせると、全体の約 1 割に当たる 0.20 月分を凍結して現行の 2.15 月分から 1.95 月分に引き下げるものとなっている。(【別添】人事院勧告の概要 参照)

表 3 一般職の国家公務員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

区 分	現 行	凍 結 後	凍 結 分
期末手当	1.40 月	1.25 月	0.15 月
勤勉手当	0.75 月	0.70 月	0.05 月
合 計	2.15 月	1.95 月	0.20 月

(注) 表の数値は一般職員の支給月数を示す。

3 平成 21 年 6 月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

本委員会は、職員の給与に関する条例(昭和 42 年愛知県条例第 3 号)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の特別給(期末手当及び勤勉手当)について、例年 5 月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の 8 月からその年の 7 月までの 1 年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を把握し、支給割合に換算した上で、これを職員の特別給の年間支給月数と合わせることとしてきており、本年においても、職員の特別給については、例年どおり過去 1 年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、必要に応じてその改定について勧告を行う予定であ

る。

しかしながら、人事院が特別調査の結果に基づき本年6月期の特別給の一部を凍結する措置について勧告したことを勘案すると、地方公務員法に定める情勢適応の原則に照らして、職員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告に準じて特例措置を講ずることが適当であると認める。

また、本年度の職員の給与については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成21年愛知県条例第8号。以下「特例条例」という。）により給料、期末手当及び勤勉手当について、いずれも4%（管理職手当を受給する職員の期末手当及び勤勉手当にあっては7%）の減額が行われており、職員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の取扱いに当たっては、特例条例による減額後の給与の額を考慮して検討することが適当であると考えらる。

人事院勧告の概要（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当関連）

区 分	内 容											
特別給改定についての基本的考え方	<p>例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、過去1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握し、支給割合に換算した上で、これを職員の特別給の年間支給月数と合わせることをとしてきており、必要があればその改定を勧告することが基本</p> <p>本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、大幅な前年比マイナスとなることがうかがえたため、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を6月期の特別給支給基準日である6月1日前に把握する必要性から、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施</p>											
民間企業の夏季一時金の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・特別調査の概要 実施期間 平成21年4月7日から24日までの間 調査対象 職種別民間給与実態調査の対象企業から抽出した2,669社 調査内容 本年の夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び支給月数等の把握 完了率 75.6%(調査集計企業2,017社 うち決定済企業340社) ・特別調査の結果 夏季一時金決定済企業に勤務する従業員割合 19.7% 夏季一時金決定済企業の母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率 13.2% 											
特例措置の実施	<p>民間の夏季一時金と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があるため調整的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することとし、6月期の特別給の支給月数(2.15月)に減少率(13.2%)を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てた0.25月分相当にすることが考えられるが、民間の約8割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位0.05月分を差し引いて得られる0.20月分を凍結することが適当</p> <p>なお、この特例措置による凍結分については、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を勧告</p>											
期末・勤勉手当(6月に支給分)の改正内容	<p>平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数</p> <table border="1" data-bbox="475 1469 1450 1637"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">期末・勤勉手当合計月数(6月期)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>凍結分</th> <th>凍 結 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>2.15</td> <td>0.20</td> <td>1.95(期末:1.25(0.15) 勤勉:0.70(0.05))</td> </tr> </tbody> </table>		期末・勤勉手当合計月数(6月期)			現行	凍結分	凍 結 後	一般職員	2.15	0.20	1.95(期末:1.25(0.15) 勤勉:0.70(0.05))
	期末・勤勉手当合計月数(6月期)											
	現行	凍結分	凍 結 後									
一般職員	2.15	0.20	1.95(期末:1.25(0.15) 勤勉:0.70(0.05))									